

## 県単緊急農地防災事業実施要綱

平成29年 3月31日付け28農整第1026号  
改正 令和4年 7月15日付け 4農整第 434号

### (趣旨)

第1 この要綱は、農地の保全及び農業用施設の維持、又は地域住民の生命・財産、公共施設等の安全を確保するため、緊急な必要がある場合に、予算の範囲内で県単緊急農地防災事業を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の範囲)

第2 第1に規定する県単緊急農地防災事業は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 長野県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、異常な豪雨、融雪、地震等によって必要を生じ、県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの

ただし、災害危険区域内における対象事業は、地すべり（農政部所管）、急傾斜地崩壊（土砂崩壊危険箇所）、ため池、湛水防除とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、農地の保全及び農業用施設の維持のため、知事が特に必要と認めて県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの

### (事業実施の申請)

第3 県単緊急農地防災事業は、第2に規定する事業の実施を必要とする地域を区域とする市町村の長の申請に基づいて施行するものとする。

2 前項の規定による市町村長の申請は、当該地域の、土地の所有者及び土地に係る所有権以外の権利を有する者の承諾を得た上で、県単緊急農地防災事業施行申請書（別記様式）を、管轄する地域振興局長を経由して知事に提出して行うものとする。

3 前項の申請書の提出期限は、別に定める。

### (事業実施の決定)

第4 知事は、第3に規定する申請書を受理したときは、速やかに、当該事業の実施の可否を決定して、その旨を申請者に通知するものとする。

### (施設の帰属)

第5 第2の事業によって造成又は取得した工作物その他の施設は、その地域を区域とする市町村に帰属させるものとする。

### (管理の義務)

第6 第5の規定により工作物その他の施設の帰属した市町村は、当該施設を善良に管理しなければならない。

(別記様式)

県単緊急農地防災事業施行申請書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

市町村長名

下記の地区について、県単緊急農地防災事業を施行していただきたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、実施決定の上は、県単緊急農地防災事業実施要綱の規定に基づく義務を忠実に遵守します。

記

地区名	
施行箇所	
事業費	円
事業内容	

添付書類

- 1 地区概要書（別紙1）
- 2 位置図
- 3 土地使用承諾書（別紙2）
- 4 写真
- 5 事業費内訳書
- 6 その他必要な資料

(注) 添付書類の3は、市町村が所有する土地については不要